

保育制度の拡充を求める意見書

政府は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、本年4月に「こども家庭庁」を創設するとともに、「異次元の少子化対策」として、2030年代初頭までに子ども関連予算の倍増の実現を目指している。

急速な少子化が進む中、少子化対策の抜本強化は先送りの許されない喫緊の課題であり、子育て世帯からは、保育料無償化対象範囲の拡大や多様な保育サービスの拡充など子育て支援の充実が強く求められている。

こうした状況の中、独自で保育料無償化範囲の拡大や軽減を行っているところもあるが、多くの自治体では、保育人材の確保や財源の確保という点で課題があり、自治体間で格差が生じる事態となっている。

本来こうした施策は自治体間で違いがあるべきものではなく、国における合理的な基準に基づき一律に適用されるべきものである。

よって、国におかれては、少子化対策の強力な推進及び子育て支援の拡充のため、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 3歳未満児についても保育料完全無償化を国の責任において実現すること。なお、無償化の実施に当たっては、地方自治体に極力財政負担が生じないよう、必要な措置を行うこと。
- 2 多様化する保育ニーズへの対応や、質の高い教育・保育サービスの提供に向けた保育人材の確保を図るため、より一層の処遇改善を実施し、財政措置を含め、あらゆる支援措置を国の責任において講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

西 脇 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} 様